

日EU・EPAにおける農林水産物の市場アクセス交渉の結果（暫定版）

平成29年11月2日、農林水産省より、本年7月の日EU・EPA大枠合意の後に行われていた貿易上の品目コード(HSコード)等の確認作業が終了したことを受け、日EU・EPAにおける農林水産物の市場アクセス交渉の結果（暫定版）が公表されましたのでお知らせします。鶏卵関係については、以下の通りであり、大枠合意内容に変更はありません。

なお、日EU・EPA大枠合意における鶏卵への影響については、①鶏卵消費量265万トンのうち輸入量は9万トン(3%)と少量であること、②EU加盟国からの輸入鶏卵のほとんどがハムやソーセージ等のつなぎ原料となる卵白粉であり、その用途が限られていること、③国産鶏卵の大半が新鮮な殻付き卵の状態です流通しており、一定の棲み分けが見られること等から、日EU・EPA大枠合意による影響は限定的と見込まれるとされております。

品目	現在の関税率	合意内容	国内生産量 (直近年)	輸入量 (2012～ 2014年 平均)	うちEU
鶏卵	殻付き卵 17.7～21.3 (%)	・冷蔵・冷凍⇒段階的に13年目に関税撤廃 発効時に20%削減→6年据え置き後→7年目から段階的に13年目に関税撤廃 ・その他のもの⇒段階的に11年目に関税撤廃	鶏卵 256万トン (2016年)	0.2万トン	総計：0.002万トン ドイツ：0.002万トン
	全卵 又は 卵黄 18.8～21.3 (%) 又は 48～51円/kg	・全卵粉⇒段階的に13年目に関税撤廃 発効時に50%削減→6年据え置き後→7年目に25%削減→6年据え置き後→13年目に関税撤廃 ・その他のもの⇒段階的に6年目に関税撤廃		2.9万トン	総計：0.05万トン ドイツ：0.02万トン ラトビア：0.01万トン
	卵白 8.0 (%)	・即時関税撤廃		9.4万トン	総計：7.1万トン オランダ：2.7万トン イタリア：2.7万トン

出典：農林水産省（日EU・EPA大枠合意における農林水産物の概要（EUからの輸入）鶏卵のみ抜粋）

<農林水産省 日EU・EPA協定に関する情報>

http://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/f_eu/index.html

【日鶏協回覧版】 発行者：一般社団法人 日本養鶏協会

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目6番16号 馬事畜産会館内（5階）

TEL：(03)3297-5515 FAX：(03)3297-5519 発行日 2017年11月7日

編集・発行責任者：小田上浩史 (info@jpa.or.jp)

